

特別規則書

鳴門うずしおラリー × PhaseFree 2024
2024年12月21日(土)～22日(日)
メイン会場:ボートレース鳴門

公認番号2024-7019

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則、およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2024年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、2024JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 規則書および本競技会特別規則書に従い地方格式競技として開催される。

第1条 イベントおよび競技会の名称・開催日およびその地域

1-1 大会名称:鳴門うずしおラリー × PhaseFree 2024

1-2 開催日程・概要

開催日程:2024年12月21日(土)～2024年12月22日(日)

会場:徳島県鳴門市内

H Q:ボートレース鳴門

走行距離:約90km

第2条 競技種目・格式

本協議会はラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従った地方競技格式のスペシャルステージラリーとして開催される。

第3条 オーガナイザー

主催:ロッドベンダーズ(R. B)(JAF加盟クラブNo. 36004)

所在地:徳島県名西郡石井町浦庄字下浦220-1

会長 岡田 哲弥

事務局 栗村 浩之

第4条 競技スケジュール

4-1 スケジュール

参加申し込みの開始 11月23日(土) 10:00～大会事務局

参加申し込みの締切 12月10日(火)～17:00 大会事務局

ロードブック発行 12月21日(土) 13:30～ボートレース鳴門

レッキ受付 12月21日(土) 13:30～14:00 ボートレース鳴門

レッキA 12月21日(土) 14:00～16:00 ボートレース鳴門

公式車両検査A 12月21日(土) 14:00～16:30 ボートレース鳴門

メディア現地確認 12月21日(土) 14:30～16:00

参加確認受付 12月21日(土) 15:30～16:30 ボートレース鳴門

レッキB 12月22日(日) 7:00～7:30 ボートレース鳴門

公式車両検査B 12月22日(日) 7:00～8:00 ボートレース鳴門

参加確認受付 12月22日(日) 8:00～8:20 ボートレース鳴門

第1回審査委員会 12月22日(日) 8:00～8:20 ボートレース鳴門

スタートリスト公示 12月22日(日) 8:30 公式掲示板

ドライバーズブリーフィング

12月22日(日) 8:30～8:50 ボートレース鳴門

開会式 12月22日(日) 8:50～9:10 ボートレース鳴門

競技開始 12月22日(日) 9:30 ボートレース鳴門

競技終了 12月22日(日) 15:30(予定) ボートレース鳴門

暫定結果発表 12月22日(日) 15:50(予定) ボートレース鳴門

表彰式 12月22日(日) 16:30～17:00 ボートレース鳴門

※スケジュールは暫定のため、正式なスケジュールは、参加受理書にて周知する。

4-2 競技の内容

スペシャルステージの路面 :ターマック
コースの総距離 :約90km
スペシャルステージの総距離 :約2.5km
スペシャルステージの数 :5
セクションの数 :2
レグの数 :1

第5条 大会役員

5-1 組織委員会

組織委員長 栗村 浩之(R. B)
組織委員 原 信義(TSURUGI)

5-2 審査委員会

審査委員長 金井 宣夫(TSURUGI)
審査委員 佐藤 忍 (TEC)

第6条 競技主要役員

競技長 原 信義(TURUGI)
コース委員長 栗村 浩之(R. B)
計時委員長 岡田 哲弥(R. B)
技術委員長 福岡 稔公(R. B)
救急委員長 松永 章子
医師団長 家形 美千代
大会事務局長 佐々木 清(R. B)
CRO 松原 久(TURUGI)

第7条 参加申し込みおよび問い合わせ先

シリーズ規則書に従い申し込みを行うこと
電子車検証の車両においては申込時に車検証に代えて、「自動車検査証記録事項」を提出すること
〒779-3243 徳島県名西郡石井町浦庄字下浦220-1
鳴門うずしおラリー ロッドベンダーズラリー事務局 栗村 浩之
電話 :080-2336-0634
FAX :0886-74-8188
E-MAIL :rodbenders.rally@gmail.com

第8条 参加クラス・参加台数

8-1 参加クラス

・クラス1

TOYOTA GAZOO Racing Rally ChallengenのE-4クラスの四輪駆動車、または
2024年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、2024JMRC中国・四国ラリーシリーズの
FG-1クラス

・クラス2

TOYOTA GAZOO Racing Rally ChallengenのE-4クラスの二輪駆動車およびE-2クラス、または
2024年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、2024JMRC中国・四国ラリーシリーズの
FG-2クラス

・クラス3

TOYOTA GAZOO Racing Rally ChallengenのE-3、または
2024年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、2024JMRC中国・四国ラリーシリーズの
FG-3およびFG-4クラス
本ラウンドでは、クラス3へのトヨタ・ダイハツ軽自動車(気筒容積~660cc)の2輪駆動に限り
参加を認める。※気筒容積にはターボ係数をかけないものとする。

8-2 参加台数

全部門合計で60台以内とする

第9条 参加資格

1台の車両に乗車する定員は2名で、正・副ドライバーは当該車両を運転できる運転免許証およびJAF発行の
2024年JAF国内競技運転者許可証B以上を有していなければならない。

第10条 車両規定・使用タイヤの本数

各クラスともに使用できるホイール・タイヤは公式車検時にマーキングを受けた6本までとする。
使用タイヤはマッド&スノー(ラリータイヤとする TGRRC規定参照)

第11条 レッキ

11-1 レッキの参加確認日時

レッキA 2024年12月21日 14:00～16:00

レッキB 2024年12月22日 7:00～ 7:30

11-2 レッキの参加確認場所

ボートレース鳴門(HQ)

11-3 レッキのスケジュール

スケジュールは、受付配布資料において示す。

11-4 レッキのルート

各クルーはスペシャルステージを1回走行できる。

11-5 遵守事項

本競技で使用する道路は、周辺地区住民の生活道であり、レッキ中も、一般車が多く通行することが予測される。このため、競技者はいかなる場合も道路使用者の安全と、権利を尊重して運転しなければならない。

第12条

参加車両はラリー競技に有効な対人賠償保険、またはラリー共済に加入していること。

未加入者は事務局に所定の様式で申し込むこと。

第13条 参加手続き

13-1 参加料 30,000円

参加料には、サービススペース1台分およびレッキ参加費を含む。

参加受理後エントラントの都合による不参加の場合は、参加料は返還しない。

ただし、不参加の理由がコロナウイルスの感染、またはそれが疑われる発熱・体調不良の場合はこの限りでない。

上記理由以外の返金については、事務手数料等として2000円を差し引く。

13-2 必要書類

参加申込書、車両申告書、誓約書(以上JMRC中国・四国共通書式)

本競技に有効な任意保険に加入を証明できるものの写し

運転免許証の写し、競技者ライセンスの写し、ラリー共済等の写し 以上指定様式

車検証の写し、サービス申込書、送金明細書、チェック表

13-3 申込方法

第7条に記載する大会事務局に、郵送またはメール添付にて送付のこと。

メール添付にて送付した場合、捺印を要する書類については当日受付時に正規のものを持参すること。

13-4 送金方法

大会事務局まで現金書留か、参加申込時に事務局から指定された方法で送金すること。

13-5 参加の受理

大会事務局のホームページへの掲載をもって正式受理とする。

各参加者への受理書は発行しない。

第14条 参加車両検査とゼッケン・スポンサーマークの指定

公式車両検査の場所はロードブックに示す。

電子車検証の車両においては「自動車検査証記録事項」にて車検有効期限の確認を行うため、

プリントアウトした書面もしくは電子データにて車検時に提示すること

第15条 ドライバーズブリーフィング

ドライバーズブリーフィングはボートレース鳴門で行う。

第16条 コントロールの手順と機能

本大会において最終タイムコントロールへの早着減点はこれを加算しない。

第17条 スペシャルステージ

17-1 計測は1/10秒単位まで計測する

17-2 スタートはスタートリスト順又は、直前のTC通過順に1分間隔とする。

ただし、競技者の安全確保のため、競技委員の判断により1分以上の間隔にすることができる。

17-3 スペシャルステージのスタート合図は、細則3に示すカウントダウンシステムを使用するとともに、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。

カウントダウンシステムが使用できない場合はスタートオフィシャルの合図による。

第18条 整備作業

18-1 整備作業の監督は技術委員長が担当する。

18-2 整備作業を行うことができる場所はポートレース鳴門サービスパークとする。

18-3 技術委員長の許可を必要としない整備作業については、作業前に申告の必要はないが、作業後に車両整

備申告書を車両整備報告書に変えて、技術委員長に提出のこと。

18-4 参加車両に対して適用される整備作業の範囲は、以下の通りである。

車両用部品を下記の物に限り交換すること、各部点検増締めを行うことが許される。

1 タイヤ

2 ランプ類のバルブ

3 点火プラグ

4 Vベルト

5 上記以外の整備は、競技会技術委員長の許可を得て行うことができる。

第16条 標準時刻

公式標準時刻は、衛星電波(GPS)の受信による日本標準時刻とする。

第17条 競技会の中止または延期

17-1 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期、または中止短縮とすることができる。

17-2 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

17-3 競技会の延期により参加者が出場できない場合、または中止となった場合は参加料を返還する。ただし、中止延期の原因が天災地変の場合はこの限りでない。

第18条 燃料および電気等の補給

本大会において、燃料補給所はこれを設けない。

第19条 サービスとサービスパーク

サービス申請が提出されたものについては、競技車両+1台分のスペースが確保される。

サービスパークへの入場は登録された車両に限る。

サービスパーク内において、非登録の車両や、指定場所以外への駐車が認められた場合は、審査委員会の判断により失格を上限とするペナルティーが科せられる。

サービス申込書において登録された積載車については、21日12時以降22日の競技終了までの間指定場所に終日駐車することができる。

第20条 競技結果

競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクション、その他で課されたペナルティーを合計して決定する。

第21条 賞典

各クラス1位～3位 楯、副賞(クラス出走の30%が対象)

第22条 抗議

22-1 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断したときはこれに対して抗議する権利を有する。

22-2 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書および「自動車競技に関する申請・登録手数料」規定に規定された抗議料21,200円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ

返還される。

22-3 コントロールカードの記載に関する抗議はその記載されたコントロールで直ちに行い、その責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また道路状況による交通障害に起因する抗議は受け付けない。

22-4 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に提出しなければならない。

競技成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内または競技会審査委員会が特に指定する時間に提出しなければならない。

22-5 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い30分以内に正式書面を提出しなければならない。

22-6 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第23条 参加者に対する指示及び公示

- 23-1 競技会審査委員会は国内競技規則に従って、公式通知を以って参加者に指示を与えることができる。
- 23-2 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果・成績は公式通知掲示板に公示される。
- 23-3 競技会審査委員会及び、組織委員会の決定事項又は公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面を以って参加者に伝達される。

第24条 モラル・マナーの遵守

徳島県鳴門市内の林道などでの練習走行及び下見走行を禁止する。

第25条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第26条 罰則

26-1 ラリー競技会付則:スペシャルステージラリー開催規定に従う。

26-2 規則違反、又は競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

26-3 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第27条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

27-1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受け付けと同時に有効となる。

27-2 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則、JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定に準拠する。

27-3 本規則発効後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

2024ロードベンダーズラリー組織委員会